

最初の役場庁舎（明治28年6月建築）

### 第十五節 市役所庁舎の変遷

滝川村・町時代 明治二十三年四月一日滝川村・奈江村戸長役場が置かれたが、庁舎がなく上川道路開さくの事務所で樺戸集治監の空知川派出所を改造した駅通の一部を使って事務を執った。

その後当時の空知通り北一丁目（現リビング中島の所）に戸長住宅等戸長役場という仮庁舎を新築して事務を執った。

明治二十八年六月二十日奈江村戸長役場の分離独立があって、滝川村戸長役場も空知通北二丁目（現中央バスターミナルの所）に新築された。

開村当時は屯田兵村の番外地として空知大橋から現在の中央バスターミナルまでの間に家が点在し、しだいに密集してきたもので、この地域と西側の滝川駅裏にあたる石狩川の波止場の

五四		(三期目現在)	
五・二一	荒島 金山	五・二二	松重
	二男保		三郎
		五・二一	

繁華街の中間地点に戸長役場を建築したのである。従って滝川村・町の行政の中心地は現在の中央バスターミナル近辺であった。

開村以来、戸長役場内に札幌警察署市来知分署空知太巡査駐在所があったが、明治二十八年三月札幌警察署滝川分署となり、現在の市役所の位置に分署庁舎を建てた。大正五年一月一日分署が警察署に昇格したために庁舎が狭くなったので移転新築することになり、役場に隣接した場所を選び、町役場が分署庁舎の跡に移った。

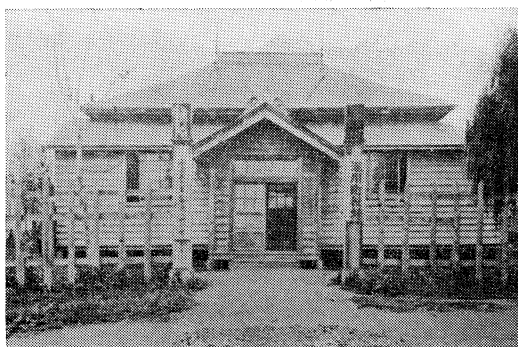
この分署庁舎は明治四十一年に工費一、五八五円を投じて新築されたもので、建坪四七・五坪の木造平家建葺葺であって、ここに移転したのは大正五年十二月のことである。

町勢の発展に伴って役場庁舎が狭くなり、大正十年九月渡辺忠四郎町長の時に改築着工、十二月に建坪延一四四・二五坪二階建の本庁舎が竣工した。附属建物として物置二六坪、石炭庫四四・五坪、総建築費は一万六〇〇〇円であった。

二階は六〇坪の議事堂兼町公会堂としてよく使われたものである。終戦後、地方自治の確立とともに地方事務の繁忙を迎えて、庁舎が狭くなったので昭和二十三年三月に不要となった隔離病舎を移転して平屋建九一坪を増築した。二十四年には倉庫四四・五坪、二十五年施設課二四坪、同水道課二階建七二坪、二十六年日雇労働者集会所、教育委員会事務局四七坪、二十九年十一月車庫七四・三七

坪、三十年大工小屋九・七五坪と毎年のように新增築があつて総建坪数は五三四・一坪となった。

建物が離れて事務を執るので不便なうえに一時的なバラック造りなので、老朽化も早く職員の健康管理面でもよくなかった。



滝川町役場（2回目の庁舎）  
—大正5年12月から使用—



前役場庁舎

### 江部乙町役場庁舎の変遷

江部乙村分村当時は役場庁舎の新築は不可能であつたため、仮庁舎を十三丁目の屯田兵時代の事業場を充てた。その後中隊本部であつた建物が部落共有財産となつていたので、明治四十二年六月二十日寄附を受け、これを改造して役場庁舎とした。

その後村の発展に伴い行政事務も複雑をきたし、吏員の数も多くなり庁舎が狭いということで、大正二年二月七日の村会で役場庁舎新築の建議案が出され、満場一致で可決されたものの、分村後の諸

施設の必要性に迫られ、中でも学校校舎の増築等は相当多額の費用を要するので、役場庁舎の新築はできない状況が続いた。

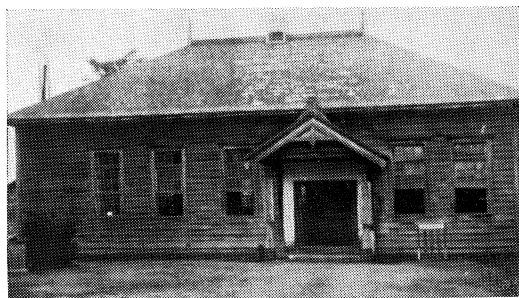
大正七年に至つて村基本財産四、〇〇〇円を売却して建築財源に充てる村会の議決を得ることになり、当該年度予算に庁舎建築費として四、三〇〇円を計上した。建築位置についてはさきの旧中隊本部敷地より国道寄りで明治四十四年に建てられた公会堂に連結して建てることになり、同年十月に建設された。

終戦後人口の増大と地方事務の繁雑があり、職員数も著しく増えて庁舎が狭いため事務能率を大きく阻害して町民へのサービス及び職員の保健衛生面に影響があるので改築の必要性があつた。

昭和二十九年に本道を襲つた台風十五号にも被害を受け、町政の場としての体面も悪く、道内でも老朽庁舎として指折り数えられる

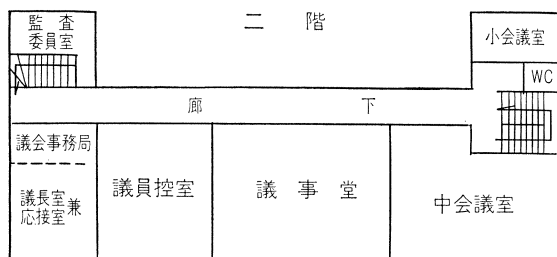


江部乙村役場明治42年当時  
中隊本部を役場庁舎として事務を執つた亀田村長ほか

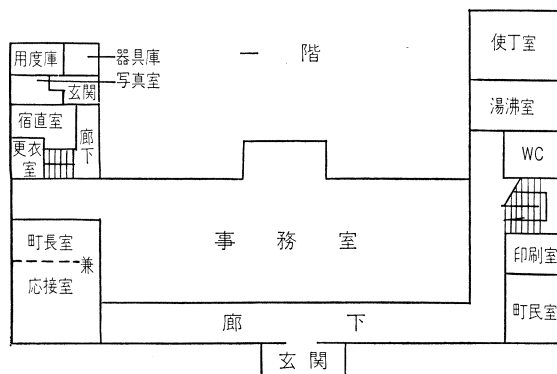


旧江部乙村役場庁舎

江部乙町役場庁舎平面図



設計 江部乙町役場 峰岸衛弥技師  
 建築工事 上砂川町 三砂建設株式会社



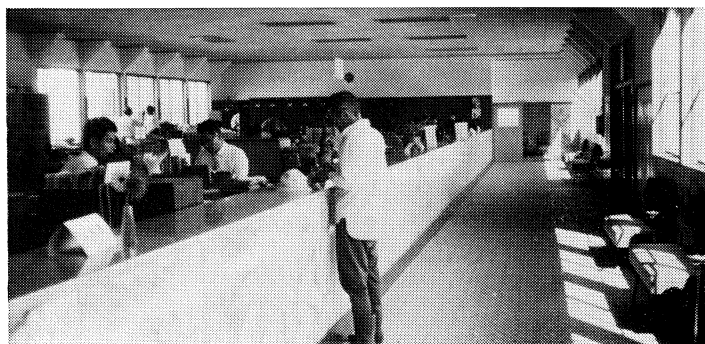
ほどになったが、財政再建団体の指定を受ける町政にあっては庁舎の新築も見送らざるを得ない状況にあった。

昭和三十七年に至って高桑町長は昨三十六年に財政再建を一年短縮繰上げたこともあったので、財源を起債に求め待望の庁舎建築に踏み切ることになった。三十七年三月二十四日第一回定例町議会において議決をみて、五月三十日指名入札の結果、上砂川町三砂建設が総工費を九八八万円で落札、六月五日工事着手、同年九月十日竣工の運びに至ったのである。

新庁舎の位置は旧庁舎と同じ江部乙町一、八四二番地とし、建築面積三〇四・五坪、木造モルタル塗、軽量鉄骨入・二階建、基礎布コンクリート・亜鉛鉄板長尺カラーの屋根をもつて造られた。



江部乙町役場  
 階上138坪 階下166.5坪 計304.5坪



江部乙町役場庁舎内一階

なお新築落成式は昭和三十七年・三十八年の継続事業となっており、庁舎と併せて建築落成した体育館の式典も行い三十八年十二月十一日体育館において盛大に行っている。

昭和四十六年四月一日滝川市との合併により江部乙町役場庁舎としての勤めは終わり、滝川市役所江部乙支所となったが、四十八年十一月五日消防署江部乙支署を新築するため支所庁舎を一部解体した。四十九年七月十五日消防支署竣工に伴い江部乙支所がこれに入り、旧役場庁舎の残存部分は江部乙農協へ譲られて、完全に市行政

施設ではなくなってしまった。

**市役所庁舎** 昭和三十三年七月一日滝川町が市制施行されたが、本庁舎は大正十年十二月の建築で老朽化もはなはだしく、二階の使用は人の集まる集会はいつ床が落ちるかかわらないので、制限して会議もできない状態となり、増築された平屋部分についても床が落ち始め、合掌もハサ木丸太を針金で結んであるという粗末な造りであるため、倒壊を避ける支木が何本も並び、市役所としてふさわしい庁舎ではなかった。

さきに道庁に委託して行った建物診断では「老朽建物で危険であるから速やかに改築のうえ取壊しをすべきである。」という結論が出されており、さらに事務所が分散しており連絡も不十分で市民にも不便で、非常に狭く事務能率の点からも職員の健康管理面でも改築をすべき状況にあった。

しかし、財政再建団体ということと思うようにいかず、監督官庁では「再建団体が庁舎改築とは論外」と全く聴き入れてくれない状態であったが、市としては早く立派な市庁舎を建てるのが懸案事項であった。さらに消防署庁舎も昭和七年に建築されたもので、三〇年も過ぎていることから、これも相当老朽化して危険視されており、市庁舎を建てる場合は総合庁舎として、市長部局・市議会・各種委員会・消防署を合せた建物とする方針が立てられた。

佐久間市長は上部官庁に再三陳情し昭和三十五年度から三〇年計画を以て総工費一億三、八〇〇万円で地上三階、一部地下一階延面積四、九一八平方メートルの鉄筋コンクリート造りに踏切った。主

体工事は戸田組が請負い昭和三十六年四月八日に着工した。

工事を急ぎ同年十二月四日に業務を開始するに至った。開庁にあたり一般に公開見学日としたところ、市民の参観者が数千人にもものぼり、市民の殿堂ともいべき市役所の完成を心から喜んだ。

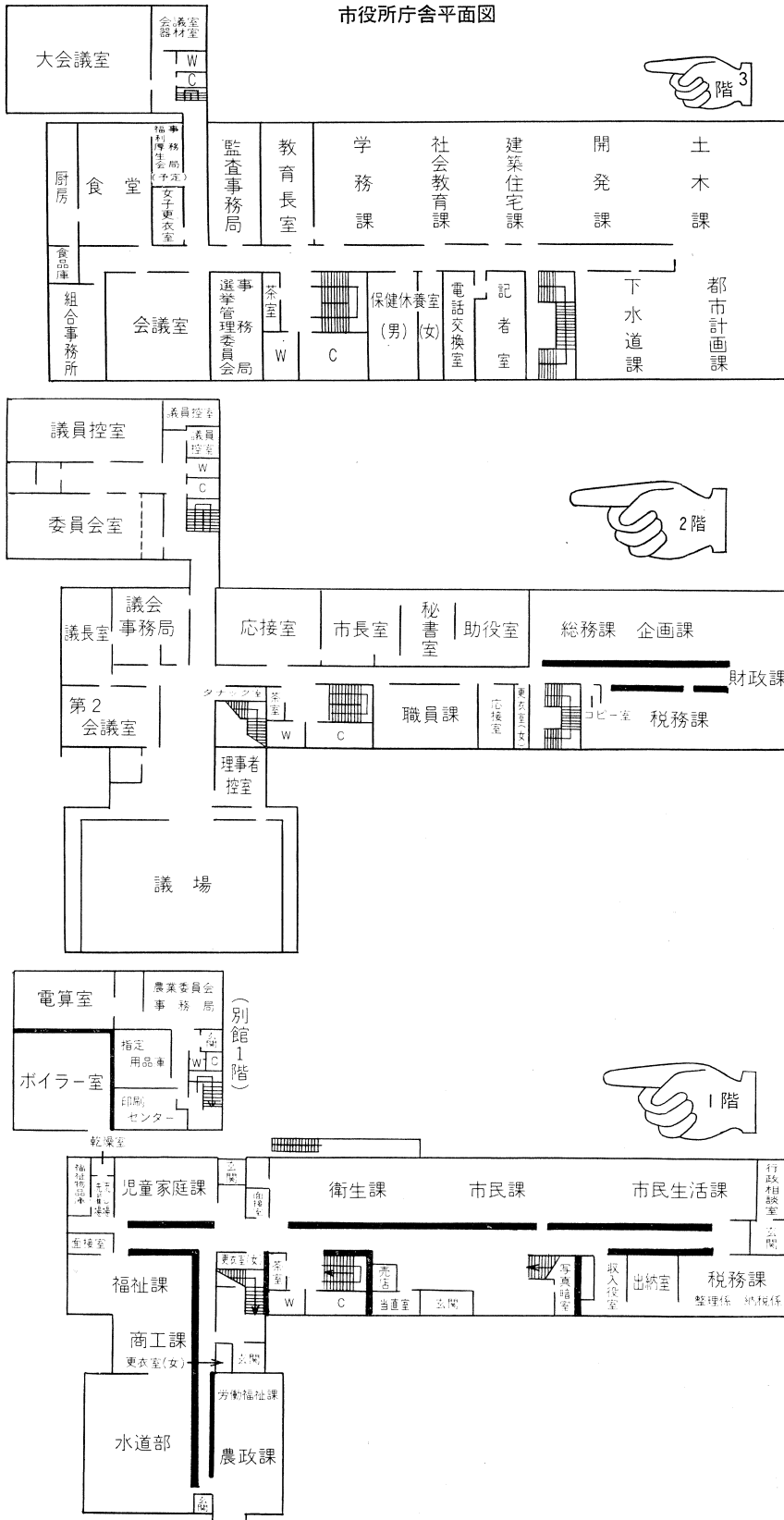
翌三十七年六月九日落成式が行われ、斎藤道副知事など内外の来賓の出席を得て新しい市庁舎の竣工を祝った。

広く明るい市庁舎の完成により人口七〇八万人までは増改築は不必要と考えられていたものが、地方事務の内容が複雑化し、市民サービスの向上を図る窓口事務の一本化などに努め、事務能率をあげていたにもかかわらず、人口四万人で既に狭い庁舎となってきた。

昭和四十六年四月一日滝川市・江部乙町の合併により新しい滝川市に生まれ変わり、決定的な狭さは増築に踏み切らせ、同年八月二十日本庁舎の南東に三階建別館を増築着手した。この別館はさきの本庁舎大会議室が一般事務室として使われていたので、三階に大会議室、二階は議会議員室、委員会会議室、一階はボイラー室、事務室として造った工費は七、二九五万円、昭和四十七年三月三十一日に竣工した。主体工事の請負は中山組が行った。

この後においても庁舎はしだいに狭隘となり、教育委員会の一部は管理施設の事務室に移ったり、会議室を事務室に使用して過すようになったが、昭和五十三年度に至り消防庁舎を独立分離させ、五十四年四月二日消防庁舎が移転開庁したため、旧消防署を改修して新しい市役所内配置により業務を行うことになった。

市役所庁舎平面図



本館 市役所庁舎面積

地階	二六七・一一	平方メートル
一階	一、六三六・八六	〃
二階	一、七〇九・八四	〃
三階	一、二一〇・七二	〃
塔屋	七二・〇九	〃
望楼	二二・一四	〃

別館

小計	四、九一八・七六	平方メートル
一階	三五八・八九	〃
二階	三七〇・五三	〃
三階	三七〇・五三	〃
小計	一、〇九九・九五	〃
総面積	六、〇一八・七一	〃

市役所位置・敷地面積



滝川市役所庁舎（昭和53年度現在）

## 第十六節 村・町役場、市役所機構

滝川村時代の戸長役場は戸長の職務（戸長の職務概目の項参照）を補助する数名の職員により事務を執り、二級町村制施行には村長事務に収入役が置かれ、一級町村制には助役を置くようになり、事務内容も幾分か複雑化してきた。

しかし大きな変化もなく少ない人数で事務処理を行っていた。戦事色の濃くなるに従い、兵事係や物資の統制、配給と忙がしさを増したが、昭和十五年の滝川町史には書記一二名、書記補一二名、臨時雇二名の計二六名に三役である。事務分掌においても出納係、戸籍・兵事係、庶務・教育係、財務係、土木・勸業・統計係の区分である。

戦後、地方自治体としての行政強化に伴い職員数は著しく急増し、その事務内容も複雑で次第に細分化されて職員も機構も大きくなってきた。

昭和二十一年主事三人、書記一九人、技手一人、書記補一三人計三六人（うち在籍未復員者二名を含む）となり、人口の増加はあるとはいえ、一〇年後の三十一年では一二〇人、四十一年には二二四人を数え、さらに増加傾向を示している。

昭和二十四年三月三十一日町議会議決、四月四日条例公布による分課条例に基づく滝川町役場機構は次のとおりである。

位置 滝川市大町一丁目二番十五号  
敷地 一、七四一・三二平方メートル  
市長の権限に属する事務を分掌させるために、江部乙支所を置いて  
いるが、所管区域は江部乙町一円である。  
市役所江部乙支所

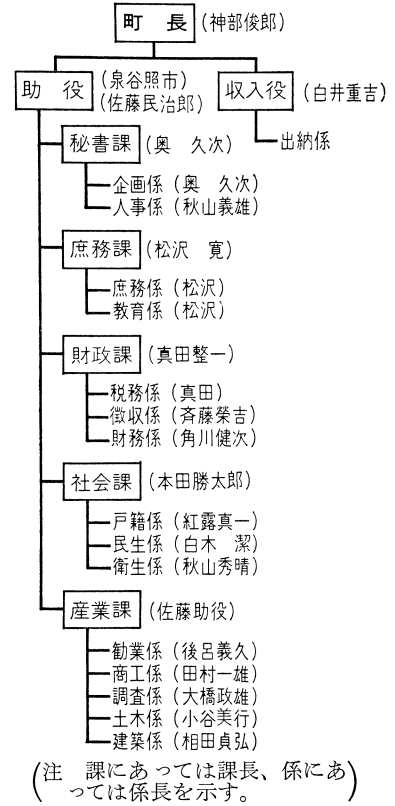
位置 滝川市江部乙町東十一丁目十三番一号

昭和三十二年四月、三十三年四月と一部改正し、三十三年七月一日市制施行に伴う事務機構が大幅に改正された。

昭和二十八年六月一日部制を廃して六課とした。

- 総務部
  - 総務課—秘書係・庶務係、教育係
  - 財政課—財政係・財務係
  - 税務課—第一賦課係・第二賦課係・徴税係
  - 社会課—厚生係・戸籍係
  - 産業部
    - 産業課—勸業係・商工係・調査係
    - 建築課—建設係

このほかに新制中学校建築事務局と都市計画事務局を置き、二十六年六月十二日部制をとった。



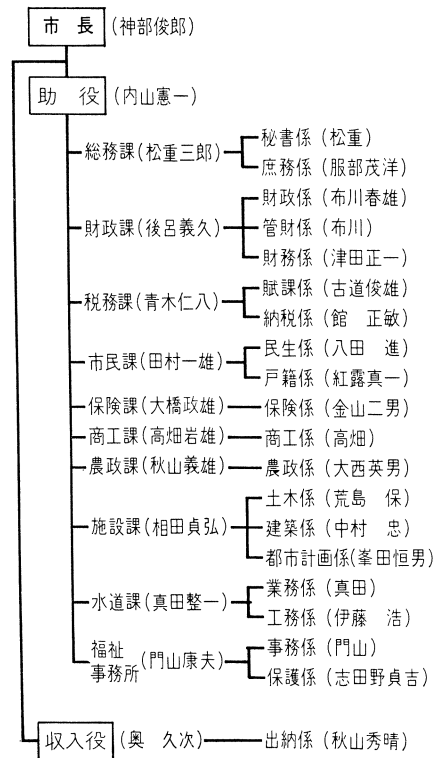
昭和三十五年四月、三十六年十一月と一部改正し、三十七年度からは企画室、総務課、市民課に課長を補佐する次長制を設けたが昭和四十年四月からは各課に課長補佐を置いた。

一方、江戸乙町役場の機構については滝川村から分村した明治四十二年四月村長以下八名の村職員が事務処理に当たった。

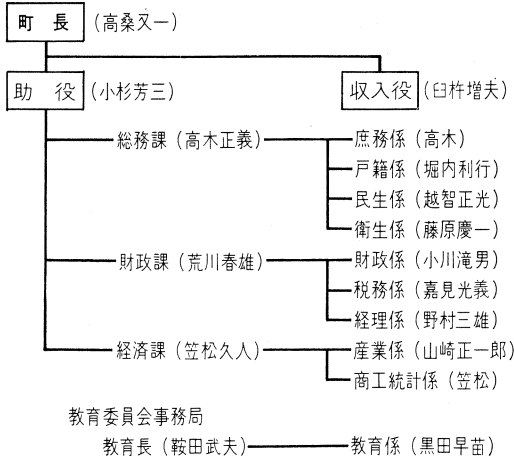
大正年代においてもほとんど変わりがなく七名程度で、昭和五年には書記十名技術員一名、昭和十六年に書記一三名、技術員二名の一五名、二十一年には書記一四名、技術員二名の一六名と大きな変化はなかった。

これが昭和二十二年になると書記一九名、技術員二名の二二名、二十三年になると書記二三名技術員二名の計二五名となる。

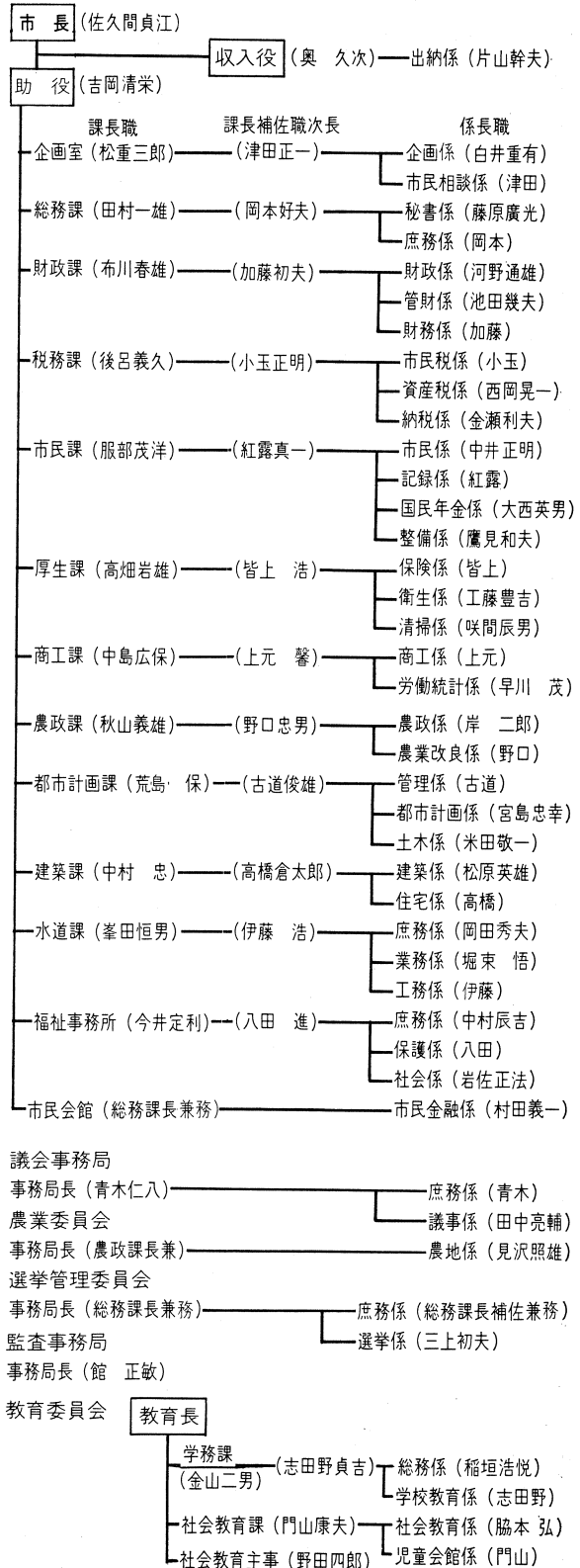
二十六年には事務吏員二二名、技術吏員三名、その他の職員八



江部乙町機構(昭和33年度)



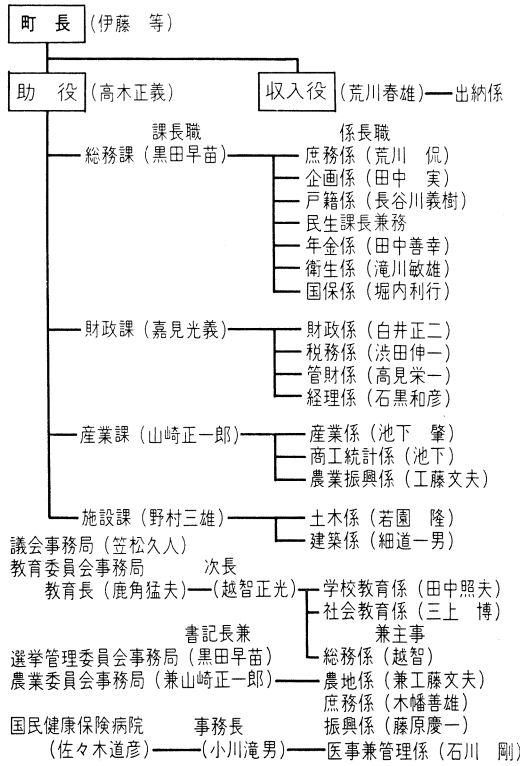
滝川市機構(昭和40年度)



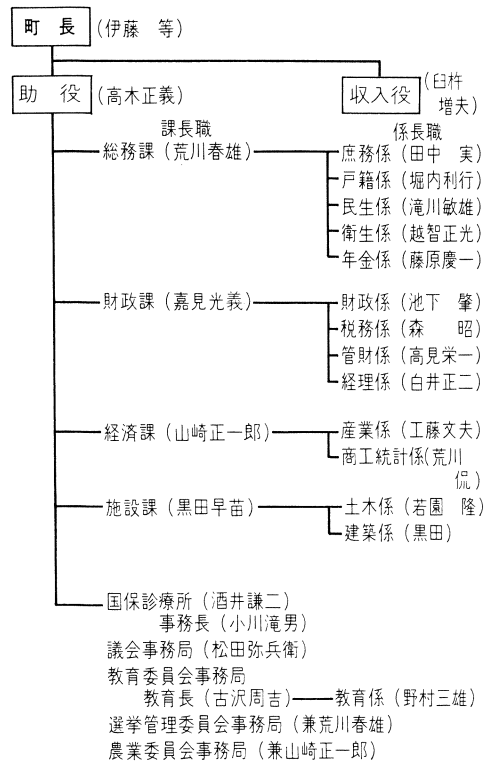
名、計三三名となり、五カ年間で二倍になっている。この年七月に  
 総務・財政・厚生・経済の四課制をとった。昭和三十三年の江部乙  
 町機構は上のとおりである。

昭和三十年から総務・財政・経済の三課制をとり、昭和三十九  
 年に施設課を加えて、再び四課制をとった。

昭和四十年一月一日現在の町機構は次のとおりである。



なお、滝川市との合併直前における町機構・人事は次のとおりであった。



滝川市にあっては毎年のように人事の一部移動はあるが機構上は大幅な改正もなく昭和四十五年四月に至って、企画室に交通公害係、総務課に職員係、商工課の労働統計係を統計係と労政係、都市計画課に下水道係、建築課に住宅建設係、水道課に浄水係、福祉事務所の社会係を第一社会係と第二社会係に、社会教育課に社会体育係を置くなど係の増設があった。

昭和四十六年四月一日滝川市と江部乙町が合併して機構は大幅な改正となった。新市の発足に伴って新市長の誕生をみるまでは暫定的に特別職は部長職に置き、課長職は主幹、課長補佐職は副主幹、係長職は主査とよび、旧滝川市機構の課に係区分をしないで旧滝川市、江部乙町の従前担当した職務課に配置した。

同年六月一日新しい市の事務機構は次の図のとおりとなった。

昭和四十七年四月一日機構の一部改正により総務課に管理係、税務課から納税係を分離し、課として納税係、整理係、自治振興課の市民相談係を振興係、経済建設部から建設部土木課・都市計画課・建築住宅課を分離し、都市計画課の管理係を公園係に各々増設変更した。

昭和四十八年五月には財政課の財務係を用途経理係、農政課の園芸係を園芸畜産係とし、新しく開発課を設けて庶務係、事業係を置き、都市計画課の土木係を課に昇格させて管理係、土木係、建設係とし、建築住宅課の住宅建設係を建築指導係とした。

さらに民生部の福祉事務所を昇格させ、また教育委員会では社会



教育課の社会体育係を課に昇格させ、文化センター、図書館、西高等学校を開設して事務機構の改正を行った。

昭和四十九年四月には企画部を置き総務部より企画課、財政課を分離し企画課に広報係、住居表示係、商工労政課に再開発係、土木課に管理係を新設し、農政課の園芸畜産係を園芸係、畜産係に分離、都市計画課公園係を公園緑地係とし、自治振興課の広聴広報係を廃した。

昭和五十年六月には企画部に大学誘致準備室を置き企画課広報係を広報広聴係と改正、民生部市民課に保険係、自治振興課を市民生活課として消費生活係、住居表示係を置き、厚生課を衛生課として予防衛生係、環境衛生係とした。

また経済部の開発課を建設部に配置し、下水道係を課に昇格させ商工労政課から消費経済係を除いている。

昭和五十二年四月、企画部に広域生活総合センターを管理させ、福祉事務所に総合福祉センター、江部乙支所に農村環境改善センター、教育委員会におおぞら幼稚園、郷土館を各々管理させた。

また福祉事務所社会課を児童家庭課とし、社会係を児童家庭係と改正した。

昭和五十三年四月、税務課資産税係を資産税一係、同二係とし、衛生課管理の保健センター係を総合福祉センター内においた。

商工労政課の労政係、勤労青少年ホーム係を分離昇格させて労働福祉課とし、労働福祉係、勤労青少年係を置き、下水道課に維持

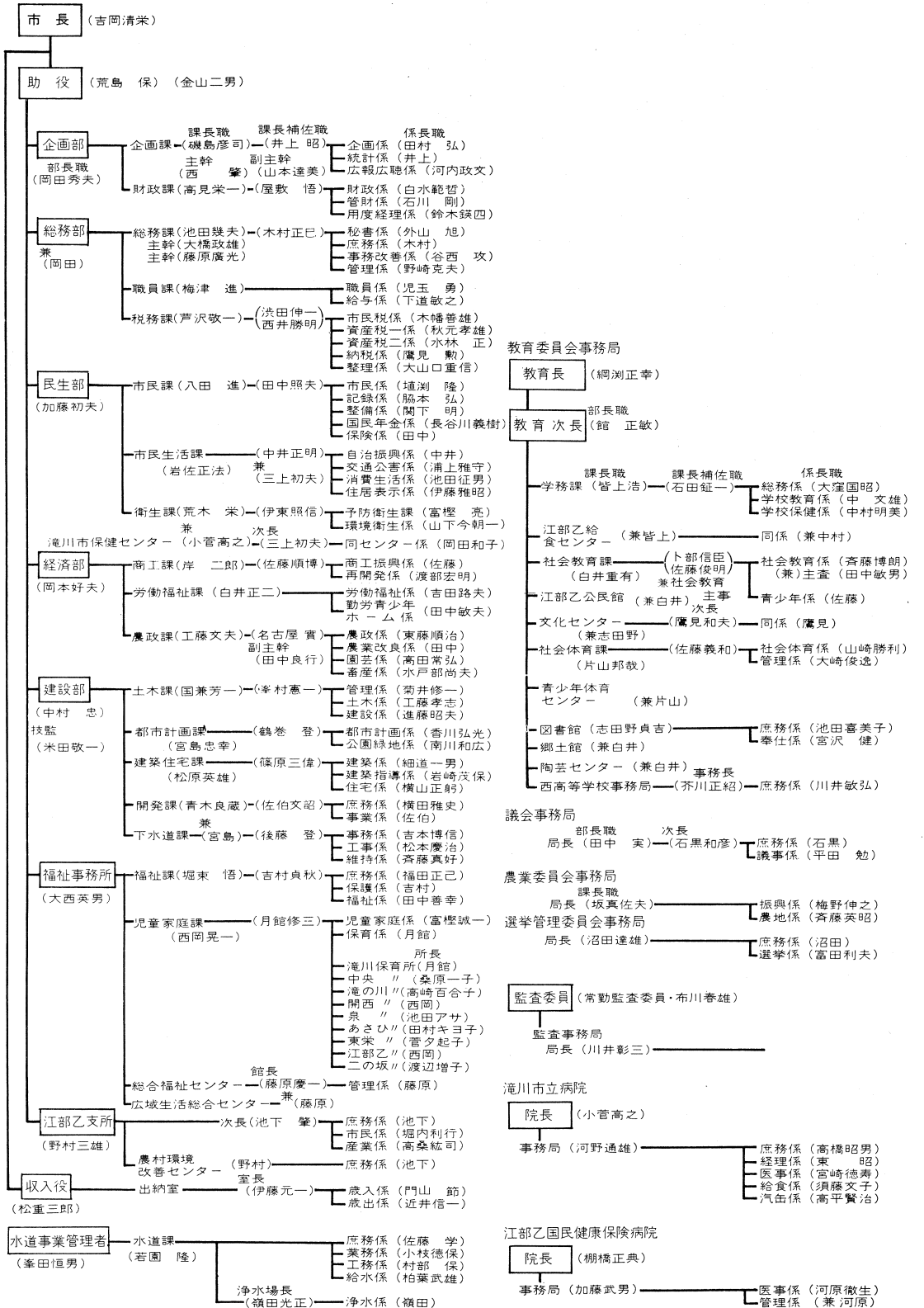
係、福祉事務所に広域生活総合センターを管理させ、教育委員会に陶芸センターを設置管理させた。

昭和五十四年四月の市長選挙で吉岡清栄が三選され、同年六月一日機構の一部改正と大幅な人事異動を行った。なお、その後、同月十二日招集の市議会において企画部、総務部を企画総務部とする部設置条例の一部改正を行っている。

滝川市職員数調

年	滝川市			旧江部乙町		
	市町長部局	市町長部局	市町長部局	市町長部局	市町長部局	市町長部局
昭和二十二年	22	1	13			
二二	27	2	13			
二三	35	4	28			
二四	36	4	26			
二五	31	4	32			
二六	29	5	27			
二七	27	7	30			
二八	25	5	35			
二九	30	6	33			
三〇	32	6	29			
三一	40	5	25			
三二	41	4	23			
三三	41	4	27			
三四	42	5	29			
計	366	23	67	55	36	
事務	18					
技術	2					
その他	13					
議農				2		
選農				2		
監教				3		
水屋						
と機						
会						
計				38	26	21

滝川市機構 (昭和54年 6月1日 発令)



四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五
91	90	81	80	76	76	71	61	57	51	45
31	29	27	29	16	15	18	12	7	7	5
63	55	50	35	52	51	45	44	46	32	32
5	5	5	5	5	5	4	4	4	3	3
4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	2
3	3	2	2	3	2	2	2	1	1	1
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
37	37	38	37	36	39	35	30	31	26	25
30	29	27	25	22	22	18	17	16	16	14
9	8	8	6	5	5	5	7	7	7	11
8	4									
3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
									—	3
286	269	247	228	224	224	206	185	177	151	146
27	28									
7	7	49	50	45	45	45	41	41	37	37
20	15									
2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2			1		
3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	
17	15	13	11	11	11	10	11	8	6	6
78	70	68	67	62	62	59	56	53	46	45

第十七節 名誉市民・市政功労者

名誉市民・岩橋英遠 滝川市名誉市民は社会文化の興隆若しくは市勢の発展に著しい功績があった者に対し、その功績と榮譽をたたえ、市民の郷土を愛し、社会文化の興隆に寄与しようとする意欲の助長に資することを目的とする。昭和四十一年九月十日市条例第三二号によって公布されたが旧滝川市において名誉市民の称号を贈与された者がなく、新市にこの条例が引き継がれたものの名誉市民の推せん者が出なかった。

名誉市民は本市の市民又は市に縁の深い者で、広く社会文化の興隆と市勢の発展に寄与し、市民が郷土の誇りとし、深く尊敬に値すると認める者で、市長の推せんによって議会が決定することになっている。

市では名誉市民に対し、公の式典へ招待すること、事績を長く伝える方途を講ずること、榮譽を維持するために必要と認める特典を与えること、その他適当と認める待遇をすることになっている。

昭和五十四年十月十三日、第三回市議会定例会に郷土が誇りとする日本画の重鎮・岩橋英遠が名誉市民として推薦提案され、慎重な審議の結果、滝川名誉市民の第一号として議決されたのである。

名誉市民推挙状及び名誉市民章並びに略章の贈呈は同年十一月三日の佳日に贈呈式を行った。

岩橋英遠は明治三十六年一月十二日江部乙町五八一番地(東十丁目)

五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六
174	166	176	180	150	135	124
94	93	79	71	60	51	48
32	45	61	55	65	72	65
6	6	6	6	6	6	6
4	4	4	4	4	5	7
2	3	3	3	3	3	3
2	2	2	2	2	2	2
126	132	132	133	131	54	54
(40)	(45)	(43)	(42)	(42)		
25	26	27	28	30	31	31
11	12	10	11	10	13	11
13	14	14	13	12	10	9
						3
489	503	514	506	473	382	363

④ 旧滝川市、滝川市の調べは事務報告、旧江部乙町の調べは「町史」「広報えべおつ」による。

注 ①( )内は内数で西高等学校教職員数を示す。  
②調査時は年末又は年度末である。  
③市立病院・国保病院・消防署は含まれていない。

に熊本県鹿本郡から江部乙屯田兵となった父岩橋浅次、母きくの長男として生まれた（注、岩橋浅次は行政編江部乙村村長の項を参照のこと）。英遠の幼いころ祖父重三郎に絵をかくたびにほめられ、絵が好きになった。大正六年、江部乙村北辰尋常高等小学校を卒業し、家業の果樹園に従事したが、絵をかきたいと思っていた。

近くの一木万寿三（一水会員・油絵）に油絵について手ほどきを受け、畑仕事の合い間に絵をかいていたが、祖父の好きな日本画をかきたいと、通信指導書を取り寄せ独学もしていた。

大正十三年二一歳の折、札幌の知人宅で上京の場合は力になるといふ人に会い、上京を決心、上京後、山内多門塾（若葉会）に入会することになった。山内多門は宮崎県出身で中原南溪（若葉会）に入会すび、また川合玉堂について文・帝展で活躍した日本画家である。

正式に日本画の指導を受け若葉会に次々と出品し、中央美術展、日本画会展にも出品した。

初期の作である「雪戦会の日」（昭和三年）は道産子でなければ受けとめられない独特の雪の感触を表し、氏特有の詩的感・人生味を氣持よく画かれている。氏は昭和四十八年に至り円熟した技法を以て、この雪戦会の日を模写し思い出多い小学校・現在の江部乙小学校へ寄贈している。

師・多門が昭和七年に没し、同九年新日本画研究会を結成、同十三年新美術家協会と歴史美術研究会に分離したが、氏は歷程に属した。自由美術家協会にも出品するなど、昭和十年代は技法をあれこれ模索しながら、その中に新しい日本画の道を求めた。

そのころから氏の新鮮な才能を認めた安田鞞彦は、何くれと面倒を見てくれていたが、昭和二十年、安田門下に加わり火曜会に正式入会し昭和二十一年「菊」を院展出品、次年度無鑑査となる。二十五年「明治」、二十六年「眠」で日本芸術院賞、大観賞を得るなど、以後数々の作調高い独自の透徹した作品を発表して、岩橋芸術ともいふべき従来の院展芸術になかった精妙・端的な作風を確立していった。明治時代の横山大観・下村観山・大正期に入って安田鞞彦・小林古径・前田青邨などの日本画本流に対し、氏の画風は新しい表現の台頭が見られるといわれる。日本画に新風を構成しようとする多くの人々が試みては途中で挫折する中であって、日本画の伝統的技術を身につけた上での新しい画想の展開をはかった氏の才能と努力が実を結び、今や日本画壇の貴重な存在となったのである。



岩橋英遠



落 款

昭和二十七年院展鑑査委員、三十三年東京芸術大学講師、三十六年日本美術院評議員、四十三年東京芸術大学教授、四十五年同退官、この年北海道の依頼で「寒湖畔の松浦武四郎」を描き、「憂北の人」といった北海道にちなむ力作を残した。氏の作品は色彩を抑えて、ある焦点にわずかな色彩を鮮やかに効かせ

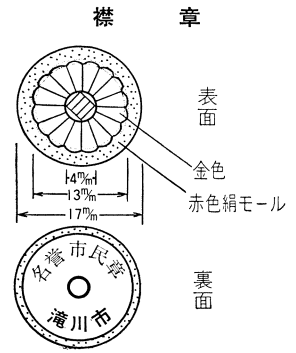
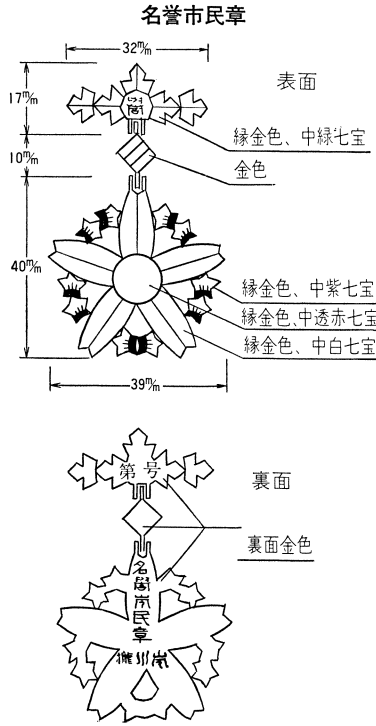
が、近年の大作では十数年間も構想を練り、昭和五十三年に発表した「道産子追憶之巻」がある。幅六一センチメートル、長さ二四・四メートルに及ぶもので、故郷を思う氏の胸中が円熟した画境に達し、美事に開花させたもので、故郷を描いた傑作である。郷土が生んだ芸術家として、また日本画壇の重鎮としてますます活躍を期待されている。

(住所・神奈川県相模原市上鶴間 六ノ二ノ一〇)

雅号 英遠

市政功労者及び奨励者

市では市政の推進に大きく寄与した者に対し表彰を行っている。この表彰は昭和四十七年四月一日公布の滝



るといふ作風で、全体的には一種の憂愁の気配を醸したものが多くいわれる。またどの作品もどこか新しい試みのあるものばかりである。この岩橋芸術ともいべき冴えた持ち味を作風として次々と発表している

川市表彰条例に基づくもので、産業の開発、振興、社会福祉、民生安定、保健衛生、生活環境改善、教育、文化、体育、地方自治の進展、公安、災害の防止など各分野において貢献し、又は尽力して功績が顕著な者に市政功労者として表彰している。

表彰者の選考に当たっては市長の諮問機関として滝川市表彰者選考審議会が設けられており、一〇人以内の委員が市長の諮問に応じて審議し、市長に答申され表彰することになっている。

この表彰に際しては一定期間以上その分野において貢献し著しい功績があると認められた者には市政功労表彰を、また、その分野において尽力し、発展、推進に寄与したと認められ、さらに今後においても活躍される場合は奨励表彰としている。

表彰は原則として生存者に対して行うこととされ、功労表彰は表彰状に功労章・襟章及び記念品、奨励表彰の場合は表彰状に襟章及び記念品が贈られる。表彰者は台帳に登録され、その榮譽を長く留め置かれる。

市政功労の第一号は昭和四十七年四月十七日に自治功労表彰の前滝川市長佐久間貞江であるが、二号以下では七月一日の開基記念日または十一月三日の文化日とされ、昭和四十七年は七月一日であったが、以後は文化の日に表彰を行っている。

市政功労者及び奨励表彰を受けた方々は次のとおりである。

滝川市政功勞者




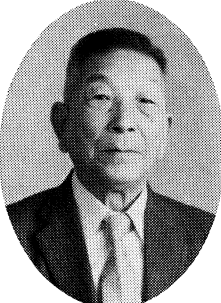
順・氏名・写真	功績の概要	表彰年
<p>第一号 佐久間貞江</p> 	<p>昭和三四年五月から三期一二年間市長として財政再建団体の解消に努めたほか、広域行政の推進に力を入れ、江部乙町との合併や中空知の中核都市としての今日の滝川市を築いた。 四二年秋の叙勲で勲五等双光旭日章、死亡叙勲勲四等瑞宝章受章。従五位受位。 明治二七年七月二五日生。(一の坂町) 昭和四七年四月十八日死亡。</p>	<p>四七年 自治・教育</p>
<p>第二号 関藤 静雲</p> 	<p>昭和一二年から二四年余にわたり民生委員、児童委員を歴任されたほか、保護司として社会福祉事業や更生保護に当たり、住民の福祉向上に努められた。 四一年秋の叙勲に勲五等瑞宝章を受章している。 明治二八年二月二日生。(栄町)</p>	<p>四七年 社会 福祉</p>
<p>第三号 高橋 幸市</p> 	<p>昭和二三から一五年間、選管委員、固定資産評価委員などの市政推進に寄与されたほか、家庭裁判所家事調停委員、人権よう護委員として住民福祉の向上に貢献された。 四一年秋藍綬褒章・四五年春に勲五等双光旭日章を受章している。 明治二七年七月一五日生。(北滝川)</p>	<p>四七年 自治・社会 福祉</p>

<p>第四号 照本 市蔵</p> 	<p>納税の重要性を認識し、第八区納税貯蓄組合や市納税貯蓄組合連合会を結成して計画納税を普及啓発した。保健所運営協議会委員、地方薬業組合長として衛生行政に寄与した。 四六年春の叙勲に勲五等瑞宝章を受章している。 明治二八年七月三日生。(栄町)</p>	<p>四七年 自治・産業</p>
<p>第五号 阪本 茂</p> 	<p>昭和九年から三七年間、町・市議会議員。その間一二年間議長として議会運営と住民福祉を基調とした市政の進展に努め、また農業委員、農協組合長として農業振興に貢献した。 四四年春の叙勲に勲四等瑞宝章を受章している。 明治三二年一月一九日生。(泉町)</p>	<p>四七年 自治・産業</p>
<p>第六号 鞍田 武夫</p> 	<p>大正一二年江部乙村書記以来、助役、村長、教育長として行政に貢献、各種団体の育成指導、国保病院設置、国民健康保険制度の周知徹底をはかり社会福祉の向上に努めた。 四五年秋の叙勲に勲五等瑞宝章を受章している。 明治三三年四月一日生。(江部乙町)</p>	<p>四七年 自治・民生 安定</p>
<p>第七号 中山 吉次</p> 	<p>町議会議員二期八年間、市発展の基礎を築き、北海道建設協会理事、空知建設協会長、滝川労働基準協会会長として建設業界の育成や労働条件の改善等に貢献された。 四一年秋藍綬褒章、四五年春の叙勲に勲五等瑞宝章を受章している。 明治三二年五月六日生。(新町)</p>	<p>四七年 自治・産業</p>

 <p>第一一〇号 国兼 昇</p>	 <p>第九号 白水 務</p>	 <p>第八号 一木 善二</p>	 <p>第一一〇号 国兼 昇</p>
<p>大正九年以來第一小学校訓導、教頭、東栄小中学校長、江陵中学校長として教員生活の大半を本市教育に尽し、退職後は滝川市史の編さんを行い、貴重な文献を残し、また市議會議員、各種委員として住民福祉に努めた。 四九年春の叙勲に勲五等瑞宝章を受章している。 明治二九年五月二日生。(東町)</p>	<p>町議會議員、青少年問題協議会委員、保護司、社会福祉協議会会長、市各種委員会委員など地方自治及び犯罪者の更生保護や住民の社会福祉の向上に貢献された。 四八年秋の叙勲に勲五等双光旭日章を受章している。 明治三三年九月六日生。(南滝の川)</p>	<p>江部乙村議會議員、議長、教育委員会委員長として地方自治の基盤を確立したほか、人権よう護委員、社会福祉協議会副会長として社会福祉の向上に寄与された。 明治三三年六月二日生。(江部乙町)</p>	<p>昭和一四年から農地委員、調整委員、改良委員、農業委員として農業行政に尽し、昭和三〇年からは一六六年間江部乙町議會議員、その間副議長、議長として地方自治の振興に尽した。 明治三三年三月一〇日生。(江部乙町)</p>
<p>産業 自治・ 四八年</p>	<p>自治 教育・ 四八年</p>	<p>自治 福祉・ 四七年</p>	<p>自治 福祉・ 四七年</p>

 <p>第一四号 北山 季武</p>	 <p>第三号 山下菊太郎</p>	 <p>第二二号 久保 茂雄</p>	 <p>第一五号 早弓 房松</p>
<p>昭和二二年まで道農産物検査員、その後農業会、農協専務理事、四一年から江部乙農協組合長として農業経営近代化事業を推進した。四六年市の固定資産評価審査委員長など市行政の推進に貢献した。 明治三六年六月一六日生。(江部乙町)</p>	<p>昭和二九年から一六六年間にわたり商工会議所副会頭、会頭をつとめ、商工業の振興に尽し、また、三八年から八年間滝川振興公社代表取締役社長として住宅供給事業に貢献した。 明治三六年一二月八日生。(西町)</p>	<p>昭和九年町立社会病院初代院長となり一五年間勤務、退職後市内で開業昭和二七年から空知医師会会長として医療行政に尽し、滝川市剣道連盟会長としてスポーツ振興にも貢献した。 五〇年秋の叙勲に勲四等瑞宝章を受章している。 明治三六年六月二〇日生。(本町)</p>	<p>昭和二一年から民生・児童委員をつとめ、その間、道連合PTA理事、文化団体連絡協議会長、町社会教育委員長、町社会福祉協議会長など歴任、地域住民の福祉・文化の向上に寄与した。 明治三七年四月三日生。(江部乙町)</p>
<p>産業 自治・ 四九年</p>	<p>産業 自治 四八年</p>	<p>自治 文化 四八年</p>	<p>民生 福祉・ 安定</p>

 <p>第一六号 福田 義行</p>	 <p>第一七号 佐藤民治郎</p>	 <p>第一八号 松儀 一男</p>	 <p>第一九号 内山 憲一</p>
<p>農業納税貯蓄組合連合会長として完納一四年の偉業を立て、また戦前から民生委員一〇年にわたり、社会福祉に努め、さらに四〇年から六年間市農業共済組合長として農業振興に貢献した。 明治三七年六月二六日生。(北滝の川)</p>	<p>昭和五年滝川町書記補、書記、収入役、助役と戦中戦後の滝川町行政に貢献、退職後札幌地方裁判所調停委員、市の公平委員・委員長、行政相談員などを歴任、民生安定に寄与した。 五一年秋に藍綬褒章を受章している。 明治三八年四月二七日生。(東町)</p>	<p>昭和四年産業組合監事・専務・組合長、一三年江部乙村会議員一期、二六年村長・町長として町政の振興発展に尽力した。三二年農業委員・会長を八年間努め、自治産業に貢献した。 明治三一年一月二〇日生。(江部乙町)</p>	<p>昭和二六年から二期八年間滝川町助役として町の発展に努めた。三四年から一五年間今野学園理事、滝川商業高校事務長として学校教育に寄与した。また調停委員二一年間など民生安定に貢献した。 五二年春の叙勲に勲六等单光旭日章を受章している。 明治三六年四月一四日生。(有明町)</p>
<p>四九年 自治・ 産業</p>	<p>四九年 自治・ 民生 安定</p>	<p>五〇年 産業・ 自治</p>	<p>五〇年 自治・ 私学 教育</p>

 <p>第二〇号 武田 勝夫</p>	 <p>第二一号 田中君太郎</p>	 <p>第二二号 神部 俊郎</p>	 <p>第二三号 酒井 信高</p>
<p>医師開業し住民医療に尽すかたわら二八年から滝川町、市文化協会会長として郷土文化の向上に貢献、市の各種委員を歴任し市行政に多大な尽力をしており、体育・文化施設の建設振興に努めた。 明治三八年一月一六日生。(本町)</p>	<p>昭和二二年から七年間滝川警察署長として治安維持に当たり、二八年から自動車運転者協議会長など交通安全に尽力している。三四年から市議会議員四期一六年その間議長も勤め民生安定・自治の振興に貢献した。 五二年春の叙勲に勲五等双光旭日章を受章している。 明治三八年一月二一日生。(明神町)</p>	<p>昭和二二年から三期町長・市長として、本市発展の基礎を築いた。北海道議会議員四期一六年、その間道民の生活安定に尽力した。石狩川治水促進期成会、災害復旧促進期成会などの会長や数多くの要職にあつて地方自治の発展に貢献した。 三八年、四八年藍綬褒章・五四年秋の叙勲に勲四等旭日小綬章を受章した。 明治四〇年一月二二日生。(栄町)</p>	<p>大正四年町吏員、昭和六年助役、九年から町立社会病院事務長と二二年余にわたり医療行政に尽した。三二年教育委員、三七年市立病院運営審議会委員など市政の発展に寄与した。 明治三一年一月二一日生。(大町)</p>
<p>五〇年 文化・ 体育</p>	<p>五〇年 公安・ 自治</p>	<p>五〇年 自治</p>	<p>五一年 自治</p>

 <p>第二四号 金谷 嘉市</p>	 <p>第二五号 矢島 龜藏</p>	 <p>第二六号 岩村吉太郎</p>	 <p>第二七号 社内 与造</p>
<p>昭和二三年滝川商工会議所議員、参与、三五年滝川卸商連盟会長、三一年から滝川商工業振興補償融資委員として市政に尽力している。また法人会役員、会長など商工振興に貢献された。 明治三九年一月二八日生。(栄町)</p>	<p>滝川高等女学校教員、第二小学校長として一四年間滝川での教育に尽力し、三八年市選管委員、四〇年民生委員、四一年社協理事、四三年人権よう護委員など民生・社会福祉に貢献した。 五四年秋の叙勲に勲五等瑞宝章を受章した。 明治三五年五月一五日生。(東町)</p>	<p>昭和二六年から一二年間町市議會議員として市政の推進に尽力した。三八年から六年間市農業委員会会長として農業行政に貢献、また四〇年市都市計画委員長、四四年国民健康保険運営協議会委員など自治産業に貢献した。 明治四〇年一月三日生。(北滝の川)</p>	<p>昭和二六年から七期二八年間にわたって町・市議會議員として市政発展に貢献した。また二六年七月から二八年間農業委員会委員となり、その間四三年七月から八九年にわたり会長の要職を務め、農業行政に多大な貢献をした。 明治三八年九月一五日生。(東滝の川)</p>
<p>五一年 産業</p>	<p>五二年 民生・社会福祉</p>	<p>五二年 自治・産業</p>	<p>五四年 自治・産業</p>

 <p>第二八号 前田 春市</p>	 <p>第二九号 石黒 貞一</p>	<p>滝川市政功労奨励者</p>	
<p>昭和二二年江部乙町議會議員当選以来八期三二年間にわたり、町・市の発展に尽力した。その間四期一六年間にわたって議長を務め全国・北海道町村議長会会長の要職につき地方自治の振興に貢献した。 明治四一年二月五日生。(江部乙町)</p>	<p>昭和三〇年五月から四期一六年間にわたり、町・市議會議員として市政の発展に尽力し、特に三三年の市制施行・四六年の合併時の副議長・議長の要職を務めた。文化協合理事・市消防団長として市民の文化・生活の安全確保等に大きく貢献した。 明治四二年二月一日生。(大町)</p>	<p>昭和三五年から約一二年間にわたり教育委員・委員長として教育振興に尽力し、また、滝川商工会議所副会長として商工業の振興発展に寄与され市の各種委員として市政に貢献している。 明治四四年二月二日生。(本町)</p>	
<p>五四年 自治</p>	<p>五四年 自治・公安・文化</p>	<p>四七年 教育・自治</p>	

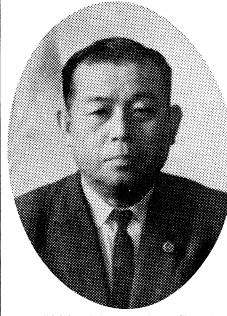
第二号 中島 正義



昭和二六年から町・市議會議員となり一六年間市政の推進に尽し、その間副議長・議長をつとめた。戦後間もなく交通安全に力を入れ、協会副会長・会長として住民の安全福祉に貢献している。  
 四年一月藍綬褒章を受章している。  
 大正二年一〇月一日生。(花月町)

四七年  
 自治・  
 公安

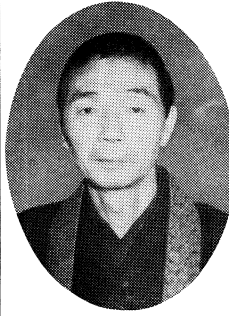
第三号 岩本 正義



昭和二六年から二一年間にわたり選挙管理委員となり、その間一五年余委員長をつとめ、明るく正しい選挙の推進に貢献した。また二三年以来防犯協会会長として公安に努めている。  
 大正四年一月三日生。(明神町)

四七年  
 自治・  
 公安

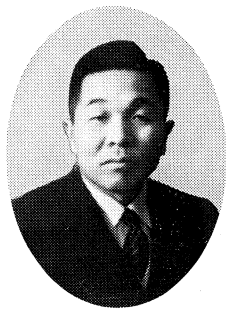
第四号 泉 完



昭和一五年から約六年間民生委員をつとめ、戦後幼児教育の必要性を認識され、二八年滝川幼稚園を創設した。奨励表彰時までに約四、二〇〇名現在までに五、五〇〇名の卒園者を数えており、市の幼児教育に貢献している。  
 明治四一年一月七日生。(栄町)

四八年  
 私学  
 振興

第五号 今野 正義



昭和二一年婦女子の教養の場として洋裁を取り上げ、ドレスメーカー高等女学校を開設。三四年には滝川商業高等学校を開校して子弟の高等教育に寄与し、四八年三月閉校までに四、七〇〇余名の卒業生を教え私学振興に尽力した。  
 大正五年一〇月二〇日生。(東町)

四八年  
 私学  
 振興

第六号 武田 セイ



昭和二一年民生委員、二六年調停委員、二七年社会教育委員、二八年保健所運営協議会委員、三九年社会福祉協議会委員・理事・副会長と次々と引続き要職にあり、数多くの委員を兼ねて市政の推進に貢献している。  
 明治四二年八月一日生。(本町)

四九年  
 社会福  
 祉・民  
 生安定

第七号 少寛 納



長年にわたり農業機械の開発に努め世界に誇る苗植機を生産、昭和三六年から一一年余、道農業機械工業会理事、市の技能協会会長など産業振興に貢献し、また書道、剣道を通じ子弟教育に尽力している。  
 大正四年一月三日生。(大町)

四九年  
 産業

第八号 千葉 武幸



昭和四〇年以來滝川地区労働組合協議会議長・役員を歴任、労働者の地位向上に努め、また市文化センター建設審議会、公営住宅入居者選考、公平委員会など各種委員として市政の推進に尽力している。  
 大正一〇年四月二八日生。(本町)

四九年  
 自治

第九号 手嶋 二枝



昭和三〇年から社会福祉協議会副会長・評議員、三六年から保護司、四〇年共同募金委員など社会福祉の向上に尽し、また江部乙町の婦人会長、教育委員、青少年問題協議会委員など数多くの要職についた。  
 大正二年六月二五日生。(江部乙町)

五〇年  
 社会  
 福祉・  
 民生  
 安定

 <p>第一〇号 山本 作義</p>	 <p>第一号 小田中キヌコ</p>	 <p>第二号 松尾 政治</p>	 <p>第三号 堀田 武司</p>
<p>昭和二八年江部乙農事研究会会長、三八年江部乙農業共済組合監事、農協監事などを歴任、四三年水稲採種組合長として農業規模の拡大・機械化に努め、農業振興に寄与している。 明治四三年四月八日生。(江部乙町)</p>	<p>昭和三五年から一六年間滝川市母子会会長をつとめ、この間青少年問題協議会、新生活運動委員会、表彰者選考審議会、社会教育委員、結婚相談員などを歴任、市政に尽した。 明治四四年一〇月二七日生。(江部乙町)</p>	<p>昭和三一年羊肉専門店を開業、羊肉の大衆商品化により市の産業振興に貢献している。四五年滝川商工会議所議員・監事として商工業の振興に尽している。 大正七年三月二日生。(明神町)</p>	<p>昭和二二年から二期八年間町議會議員、この間監査委員、社会教育委員をつとめ、その後教育委員長と市政に貢献、二八年から農協代表監事、滝の川西地区ほ場整備事業期成会長など農業振興に尽している。 大正二年八月二三日生。(北滝の川)</p>
<p>五一年</p>	<p>五一年 民生 安定</p>	<p>五一年 産業</p>	<p>五三年 産業</p>

 <p>第一四号 佐々木静江</p>	 <p>第一五号 杉浦 善正</p>	 <p>第一六号 神部富美子</p>	 <p>第一七号 岡田 外之</p>
<p>昭和九年藤間流舞踊研究所を開設、多くの門下生を輩出し敬老会、文化祭など市民行事に参加し、市の文化向上に寄与している。また空知邦楽舞協会長、市芸術文化振興会理事として地域文化振興に尽力している。 大正五年八月一日生。(本町)</p>	<p>昭和二一年から二〇年間民生委員二九年から保護司をつとめ、この間市選管委員、教育委員、結婚相談員、社会福祉協議会理事、評議員など多くの公職につき、社会福祉に尽力している。 五四年春に藍綬褒章を受章している。 大正七年六月一五日生。(明神町)</p>	<p>多年にわたり市婦人会・市婦人団体連絡協議会などの役員として活躍し、婦人音楽クラブを設立、ボランティア活動を通じ婦人の生活文化、住民福祉の向上に尽力している。また、市の各種委員として市政に貢献している。 大正七年七月七日生。(栄町)</p>	<p>昭和二四年一月滝川信用組合(現北門信金)に入社、地元金融業の育成に努め、四四年理事長に就任後、商工会議所副会頭、市公営企業等調査審議会・市商工振興委員、商業活動調整協議会委員など商工業の振興発展に尽している。 大正一一年六月一六日生。(栄町)</p>
<p>五三年 文化</p>	<p>五三年 民生 安定</p>	<p>五四年 教育 文化</p>	<p>五四年 産業</p>



の測量にあたったのが、その後滝川に定住した高畑利宜と工事の物資を空知川渡船で渡す仕事を担った三浦米蔵である。高畑は空知川右岸の集治監事務所、三浦は左岸の渡船小屋に仮住い、このほか多くの囚人と看守が集治監事務所隣に住み、工事の進捗に従って移動していった。これが滝川への和人来住の始めといえるが、いずれも一時的な仮住いである。三浦は山形県人の幌向住人を使って渡舟を行い、高畑は仕事で移動しており、二十二年春には忠別(旭川)住人であった。二十一年四月集治監看守上田文助が新波止場の常勤で来住し、妻井上きぬが宿屋を開業した。空知太に移住者がポツポツ来たのは二十二年に入ってからのことである。同年八月高畑が書いた創草図には二〇戸弱の戸数があり、同年十一月の寄留届営業願に三人の名がある。同月奈良県十津川郷の罹災民六〇〇戸のうち九二戸の屯田兵とその家族が滝川村民として記録に残っている戸口は一一〇戸、四五八人である。

翌二十三年七月十津川村民から三戸と他県応募の三四五戸の移住があって、急激な人口増加となったが、屯田番外地にあたる空知太では市街化が企画され、市街宅地割を行い出願貸下地としたことからこの二十三年に屯田以外で一〇二戸の増加移住があった。

その後においてもしだい来住者が増え、さらに二十七年江部乙屯田兵四〇〇戸の移住があって、数年前は二・三戸のアイヌしか居なかつた滝川の地が、一万人にも及ぶ村落を形成したのである。

明治三十年歌志内村の分村、三十二年音江村分村と人口の増減を繰り返し、四十二年江部乙分村と分村のつど滝川村は一万人を割

り、大正九年に至つて一万に達して以降しだいに増えて行った。明治四十二年江部乙分村当時の江部乙は戸数五六九戸、人口二、〇四八人で、この年の往来は次のとおりであった。

来住者	往住者	差引
戸数四三戸	戸数一〇戸	戸数三三戸増
人口九八人	人口二一人	人口七七人増

(注 空知の人口—空知支庁刊とは数が合わない面がある)

△江部乙町史△

大正十四年国勢調査が行われ、調査の方法が改正されたと事務報告(大正十五年末)に次のとおり記載されている。

大正一四年拾月農林・商工省令ヲ以テ農商務統計報告規則ハ廃止セラレ新ニ農林省統計報告規則商工省統計規則及産業統計取扱手続発布セラレタルニ付新規則ニ基キ本年四月一日本町区域内ニ五調査区ヲ設置シ大西勇 藤井高 藤岡幸蔵 島田与平 奥田信行ノ五名ヲ統計調査員ニ任命セリ

従来人口統計ノ調査ハ戸籍簿及寄留簿ヲ点查シ本籍者及寄留者ヲ調査シ町村ノ人口ヲ決定シタルモノニシテ甚數繁雜ヲ極メタリシカ本年拾月規則改正ノ結果簡略セラレ調査上容易ナルヲ得タリ

現住戸数	現 住 人 口		現住戸数一ニ付人口	
	男	女	男	女
二、三三〇	六、四〇八	六、〇五八	二・七五八	二・六〇八

とある。昭和十六年四月一日生活必需物資統制令公布により、人口に應ずる物資の配給制がとられ、家族数の確認は厳重を極め、転出入は米穀通帳が欠かせないものであった。

昭和二十七年七月一日から住民登録法の公布に基づき住民登録制となった。すなわち、市町村が住民の世帯主に対して住民票を配付

し、役場の係員のほか調査区を設けて調査員にも協力を得て住民票の届出により、市町村では住民の登録を行ったのである。

現在は昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号公布の住民基本

戸口統計

年次	戸数	人		計	付記
		男	女		
明治三二年	二〇	二五	三〇	異	十津川移民九二戸を含む 公簿調査(二月三十一日)
〃 一三年	五〇	一、四八	一、三六	二、五五	〃 屯田兵三四八戸が移住
〃 一四年	七六	一、七六	一、五三	三、五九	〃
〃 一五年	九二	二、〇七	一、四六	三、六三	〃
〃 一六年	一、三四	二、三九	一、九七	四、三六	〃
〃 一七年	一、六七	四、九九	三、九三	八、六二	江部乙屯田兵四〇〇戸が移住
明治一八年	一、七七	五、四七	四、三三	九、七九	公簿調査(二月三十一日)
〃 一九年	一、八〇	五、八七	四、九三	一〇、八〇	〃
〃 三〇年	一、七〇	四、七〇	三、四四	七、三三	歌志内村分村
〃 三一年	一、六八	四、四三	三、八七	八、三〇	上川鉄道開通
〃 三二年	一、六三	四、三九	三、七六	七、九五	〃 音江村分村
〃 三三年	一、七三	四、五七	四、四七	八、八四	〃
〃 三四年	一、七六	四、七二	四、五二	九、三四	〃
〃 三五年	一、八一	四、八二	四、六五	九、五七	〃
〃 三六年	一、九四	五、〇九	四、六六	九、七五	〃
〃 三七年	一、七四	四、一四	三、五〇	二、七三	〃
〃 三八年	一、八三	四、六〇	三、八〇	三、四二	〃
〃 三九年	二、二六	五、七六	三、九六	三、六九	〃 二級町村制施行
〃 四〇年	二、二七	六、八二	六、〇五	三、八七	〃
〃 四一年	一、九四	五、〇七	三、六七	二、四〇	〃
〃 四二年	一、四九	四、三三	三、八一	八、〇四	〃 江部乙村分村

台帳法に基づき市町村では住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われている。

滝川市における戸口の推移は次のとおりである。

旧江部乙町戸口統計

年次	戸数	人		計	付記
		男	女		
明治四二年	五五	二、〇五	一、六九	三、六三	江部乙村設置 公簿調査(二月三十一日)



昭和十八年	四、三六	一〇、七五	二〇、五三	二、三六	〃	人口調査(二月二日)
〃 一九年	四、六一	一一、〇三	二、〇五	三、一四	〃	〃
〃 二〇年	四、七〇	一一、一〇	三、六四	四、七五	〃	〃
〃 二一年	四、八二	一一、五一	三、四七	四、二六	〃	〃
〃 二二年	五、三五	一二、三三	三、四四	三、七六	〃	〃
〃 二三年	五、四〇	一三、四四	三、五九	三、〇三	〃	〃
〃 二四年	五、四七	一三、七五	三、八六	二、七五	〃	〃
〃 二五年	五、四九	一三、八〇	三、九四	二、七四	〃	〃
〃 二六年	五、四九	一四、三六	四、三二	二、八七	〃	〃
〃 二七年	五、五七	一四、三二	四、〇一	二、八四	〃	〃
〃 二八年	五、四九	一四、五五	四、三〇	二、八五	〃	〃
〃 二九年	五、五七	一四、七六	四、八六	二、八六	〃	〃
〃 三〇年	五、七九	一六、三七	四、八〇	三、〇七	〃	〃
〃 三一年	六、二二	一五、四〇	五、五五	三、〇七	〃	〃
〃 三二年	六、四九	一五、七六	五、八七	三、六五	〃	〃
〃 三三年	六、五〇	一七、三三	一六、一七	三、五三	〃	〃
〃 三四年	八、六八	一八、二六	一六、九九	三、五〇	〃	〃
〃 三五年	七、九六	一八、〇一	一七、〇六	三、五二	〃	〃
〃 三六年	九、六九	一九、四四	一八、三三	三、七六	〃	〃
〃 三七年	一〇、〇元	一九、九六	一八、七五	三、七三	〃	〃
〃 三八年	二、〇〇	二〇、九八	一九、六三	四、〇五	〃	〃
〃 三九年	二、九六	二一、〇七	二〇、五九	四、六五	〃	〃
〃 四〇年	九、九六	二〇、四六	二〇、三三	四、七九	〃	〃
〃 四一年	二、八〇	二一、九七	二〇、九三	四、八三	〃	〃
〃 四二年	三、二五	二二、四一	二一、五四	四、四九	〃	〃
〃 四三年	三、二八	二二、六七	二一、四九	四、〇六	〃	〃
〃 四四年	三、二九	二二、六一	二一、八五	四、四六	〃	〃
〃 四五年	三、一七	二二、八七	二一、六九	四、五五	〃	〃
〃 四六年	五、五〇	二六、二六	二六、〇七	五、一五	〃	〃
〃 四七年	五、四四	二六、一五	二六、〇七	五、三六	〃	〃
〃 四八年	五、七九	二六、一五	二六、〇七	五、三六	〃	〃
〃 四九年	五、八〇	二五、五一	二五、八六	五、六〇	〃	〃
〃 五〇年	四、九六	二四、五六	二五、五三	五、〇九	〃	〃
					〃	国勢調査(一〇月一日)

昭和十八年	一、二四	三、三九	三、七三	七、〇二	〃	推計人口(一〇月一日)
〃 一九年	一、三三	三、二四	三、六四	六、九八	〃	〃
〃 二〇年	一、四八	四、〇三	四、六九	八、九八	〃	〃
〃 二一年	一、五七	三、九六	四、三六	八、五五	〃	〃
〃 二二年	一、五九	四、四六	四、三六	八、七五	〃	〃
〃 二三年	一、六八	四、五七	四、六九	九、三九	〃	〃
〃 二四年	一、六四	四、七〇	四、六八	九、九九	〃	〃
〃 二五年	一、六八	四、六四	四、七八	九、五九	〃	〃
〃 二六年	一、六六	四、七〇	四、六七	九、九六	〃	〃
〃 二七年	一、六七	四、八三	四、七三	九、五五	〃	〃
〃 二八年	一、七〇	四、九三	四、八三	九、八六	〃	〃
〃 二九年	一、七六	四、四四	四、九三	九、八六	〃	〃
〃 三〇年	一、七三	四、九三	四、九三	九、八六	〃	〃
〃 三一年	一、八三	五、〇三	五、〇三	一〇、〇三	〃	〃
〃 三二年	一、八四	四、九三	五、〇三	一〇、〇六	〃	〃
〃 三三年	一、八六	五、〇六	五、一六	一〇、九四	〃	〃
〃 三四年	一、九三	四、九七	五、〇元	一〇、〇六	〃	〃
〃 三五年	一、八五	四、六四	四、八四	九、四九	〃	〃
〃 三六年	一、九六	四、九九	四、九四	九、七四	〃	〃
〃 三七年	一、九七	四、六九	四、八四	九、五三	〃	〃
〃 三八年	二、〇三	四、八七	四、九七	九、九四	〃	〃
〃 三九年	二、〇五	四、五五	四、七六	九、九七	〃	〃
〃 四〇年	一、八六	四、三七	四、三二	八、四六	〃	〃
〃 四一年	一、九七	四、三六	四、三六	八、五九	〃	〃
〃 四二年	一、九四	四、三六	四、三五	八、三七	〃	〃
〃 四三年	一、九五	四、三六	四、一六	八、〇五	〃	〃
〃 四四年	一、九二	四、七四	四、〇三	七、七九	〃	〃
〃 四五年	一、八二	三、四九	三、八四	七、三三	〃	〃
					〃	国勢調査(一〇月一日)

昭和五十一年	一六、六〇六	二五、四〇九	一六、〇四六	五、〇七〇
〃 五十二年	一六、九六九	二五、五八一	一六、〇九〇	五、〇七一
〃 五十三年	一七、三六二	二五、六〇二	一六、一三一	五、〇八二

(注) 旧滝川市の昭和十三年以前は滝川町史、同十四年以降三十年までと旧江部乙町は「空知の人口」空知支庁振興課刊昭和五十一年七月発行による。)

人口動態の推移(毎年度末調査)

年 度	世帯数	人 口	社会増減		自然増減		その他	
			転入	転出	出生	死亡	増	減
昭和四八年	一五、七四〇	五、九八〇	四、四〇〇	五、〇三六	九〇九	二五九	一三〇	△ 四〇
〃 四九年	一五、八三三	五、一〇九	三、四四一	四、六〇〇	九〇九	二六六	九	△ 七九
昭和五〇年	一六、三三三	五、八四九	三、七七一	四、四四六	八〇〇	二七	四	△ 三〇四
〃 五一年	一六、六六六	五、三六一	四、三三七	四、四四六	八〇九	三六	二	△ 三〇四
〃 五二年	一六、九五五	五、四六一	三、三五一	四、二四六	七二	三六	三	△ 三〇四
〃 五三年	一七、五七七	五、九三三	三、九七七	三、八七七	七二	二四	九	△ 三〇四

本籍状況

区 分	昭和四八年度	四九年度	五〇年度	五一年度	五二年度	五三年度
本籍数	一六、六九五	一七、〇四〇	一七、三九六	一七、五七七	一七、七九九	一八、〇五五
本籍人口	五、〇四四	五、〇三一	五、〇六五	五、〇八六	五、〇九〇	五、〇八六

年齢(五歳別)・男女別人口(国勢調査)

年齢	昭和五〇年		昭和四五年	
	計	男	女	計
総 数	五、〇九〇	二、五五九	二、五三三	五、〇八六
〇～四	四、五〇六	二、三三九	二、一六七	四、五〇〇
五～九	四、二二七	二、一三〇	一、九九七	四、一三五
一〇～一四	三、九七三	二、〇四〇	一、九三三	三、七九一
一五～一九	三、四四四	一、七三三	一、六一九	三、二六八
二〇～二四	三、八三五	一、六六八	一、一八七	三、五九七
二五～二九	四、九四五	二、三三七	二、五五八	四、六七三
三〇～三四	四、一五五	二、〇〇二	二、一四九	四、五九一
三五～三九	四、〇七七	一、九三三	二、一四四	四、一七七
四〇～四四	三、八四四	一、九三三	一、八五五	三、四七七
四五～四九	三、一七七	一、六七七	一、五〇〇	二、九〇〇
五〇～五四	二、五七七	一、二七九	一、四四六	二、三三三
五五～五九	二、一五五	一、〇〇〇	一、一四四	一、九五五
六〇～六四	一、八四四	八六九	九七五	一、六〇〇
六五～六九	一、四三三	七三三	七四一	一、一五〇
七〇～七四	九六五	四六六	五七七	八〇六
七五～七九	六六六	三九六	三七七	四二二
八〇～八四	三六〇	二五五	二二二	二七二
八五～八九	二二二	一三三	一〇九	一七二
九〇以上	三三	二二	三三	二二

地 域 別 人 口 ・ 世 帯 数

昭 和 50 年								
地 域	面 積 km <sup>2</sup>	世 帯 数	人 口			1世帯当 り人 口	人口密度 (1km <sup>2</sup> あたり)	
			計	男	女			
総 数	116,340	14,999	50,090	24,558	25,532	3.3	430.5	
栄 町	0,380	713	2,249	1,052	1,197	3.2	5,918.4	
本 町	0,334	852	2,629	1,224	1,405	3.1	7,871.3	
明 神 町	0,260	520	1,643	770	873	3.2	6,319.2	
花 月 町	0,331	413	1,395	646	749	3.4	4,214.5	
新 町	0,844	511	1,642	826	816	3.2	1,945.5	
空 知 町	0,479	208	694	336	358	3.3	1,448.9	
大 町	0,429	837	2,543	1,186	1,357	3.0	5,927.7	
一 の 坂 町	0,440	970	3,078	1,528	1,550	3.2	6,995.5	
西 町	3,220	1,832	5,934	2,910	3,024	3.2	1,842.9	
緑 町	0,408	704	1,955	1,006	949	2.8	4,791.7	
朝 日 町	0,851	1,305	4,440	2,176	2,264	3.4	5,217.4	
黄 金 町	0,851	572	1,812	907	905	3.2	2,129.3	
泉 町	2,577	1,546	5,667	3,077	2,590	3.7	2,199.1	
二 の 坂 町	0,927	143	537	278	259	3.8	579.3	
東 町	2,590	510	1,691	817	874	3.3	652.9	
中 島 町	1,640	57	214	98	116	3.8	130.5	
西 滝 川	4,837	34	170	87	83	5.0	35.1	
北 滝 の 川	13,087	1,035	3,776	1,817	1,959	3.6	288.5	
南 滝 の 川	2,955	58	233	116	117	4.0	78.8	
東 滝 川	14,630	339	1,165	555	610	3.4	79.6	
江 部 乙 町	64,270	1,840	6,623	3,146	3,477	3.6	103.0	

第五編 行政